

議案第 9 6 号

安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

安中市福祉医療費の支給に関する条例を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

安中市福祉医療費の支給に関する条例（平成 21 年安中市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項を次のように改める。

- 6 この条例において「電子資格確認等」とは、社会保険関係各法に規定する電子資格確認等をいう。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 7 この条例において「資格確認書等」とは、健康保険法第 51 条の 3 第 1 項に規定する書面又は同条第 2 項の規定により同条第 1 項の厚生労働省令で定める事項を同令で定める方法により表示したものをいう。

第 3 条第 2 項第 3 号中「及び」を「又は」に改める。

第 6 条中「又は被保険者証等の提示」を「等、資格確認書等の提示又は表示その他被保険者資格を確認できると認められる方法」に改め、同条後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 第 4 条第 1 項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）のうち重度心身障害者等としてその認定を受けた者（次条において「障害受給資格者」という。）は、次条第 3 項第 1 号又は第 2 号に係る福祉医療費の支給を受けようとするときは、前項の確認を受ける際に、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 58 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを電子資格確認等又は減額認定証若しくは資格確認書等の提示若しくは表示により示さなければならない。

第 7 条第 1 項中「第 4 条第 3 項の規定により市長の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）を「受給資格者」に、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

第 1 項の規定にかかわらず、障害受給資格者が前条第 2 項の規定により健康保険法施行規則第 58 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者又はこれらに相当する者であることを示さなかったときは、次の各号に係る福祉医療費を支給しない。

第 8 条第 1 項中「受給資格者が県内の医療機関等において、」を削り、「、受給資格者証等を提示して、」を「受給資格者が医療機関等で」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。